

地域景観づくり緊急支援事業 募集要領

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

1. 制度の趣旨

良好な景観形成を促進することは、地域の魅力、競争力を高め、また交流人口の拡大による地域の活性化に寄与するものです。このため、地域景観づくり緊急支援事業を実施し、住民や事業者の協力の下景観規制を強化し、良好な景観形成を行う先導的な取組に対して集中的に支援を行います。今回、地域景観づくり緊急支援事業により支援する取組について、原則、景観行政団体である市町村を対象に提案を募集します。

提案された取組については有識者からなる会議の審査を踏まえ選定され、全額国費による国からの委託調査として実施されます。

2. 応募主体

以下の①～②のいずれかに該当すれば応募することができます。

- ① 景観行政団体である市町村
- ② 景観行政団体に移行する予定の市町村

なお、②の市町村が応募する場合は、都道府県との協議・同意状況及び景観行政団体への移行に向けたスケジュールについて確認させていただきます。(別紙①参照)

3. 募集する提案

地域景観づくり緊急支援事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものです。応募された提案を有識者からなる会議にて審査し、先導性・モデル性・持続性があり、民間投資を誘発するなど経済波及効果の高いものを選定します。以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

(1) 募集する提案の内容

- ① 魅力的な地域景観の将来像の提示
- ② 将来像の実現のための効果的な景観規制方針と規制実施スケジュール
- ③ 官民連携による先導的な景観形成の取組

※選定した提案のうち「官民連携による先導的な景観形成の取組」を内容とする調査を提案者に委託します。

(2) 本事業による支援対象となる取組と経費の範囲

(本事業による支援対象となる取組の範囲)

募集する提案の「官民連携による先導的な景観形成の取組」は、地域の景観ルールづくり、良好な景観形成につながる社会実験など、官民連携による先導的な景観形成に寄与する取組を対象とします。公共施設、公用施設その他の施設整備事業は対象とはなりません。

<支援対象となる取組の例>

○民間開発を誘導する先導的な景観ルールづくりに関する取組

・地域デザインコードの作成

(地域における景観資源の調査、景観形成基準の検討、景観計画案の作成)

・官民協議会による民間開発の誘導

(専門家によるデザインコントロールの体制構築、景観デザインコンペの実施、官民ワークショップの開催)

○住民・事業者を巻き込んだ協働による景観づくりに関する取組

・地域の景観に関する社会実験

(模型作成・コンピュータグラフィックによるシミュレーション、ライトアップ等地域の景観資源を活かしたイベントの実施)

・住民主体による景観形成の取組

(住民参加による景観学習、住民主体による景観形成事業の実施)

(本事業による支援対象となる経費の範囲)

支援対象となる経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費として措置することができるものに限り、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費や、施設整備費等、調査委託の範囲に含まれない経費は支援対象となりません。支援を行う経費は1団体につき概ね1,000万円を想定しております。

(3) 実施期間

実施期間は平成21年度の調査委託期間内とします。調査委託契約締結時期は概ね夏頃を予定しています。また、地域景観づくり緊急支援事業の予算を平成22年度に繰り越すことはできません。複数年度にわたる取組であっても、平成21年度に募集する取組は年度内に実施されるものに限り、実施されます。

4. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、様式1～5に簡潔・明瞭に記入の上、提出してください。

- ・ 様式 1：地域景観の将来像、将来像実現のための景観規制方針、取組内容等について記載してください。
- ・ 様式 2：提案する取組の先導性・モデル性及び持続性、事業の実施によって得られる経済波及効果について記載してください。
- ・ 様式 3：事業及び事業実施後の取組の実施スケジュールについて記載してください。
- ・ 様式 4：事業にて実施しようとする取組の必要経費の概算を記載してください。
- ・ 様式 5：様式 1 及び 2 に記載された提案の概要を作成してください。

5. 募集期間・提案書類提出方法

提案募集期間：平成 21 年 6 月 2 日（火）～平成 21 年 6 月 26 日（金）

提出方法：

応募書類は、提案者が所在する地方の地方整備局等（別紙②参照）に郵送及び電子メール双方にて以下の書類及び電子ファイルを送付してください。

- ・ 郵送：様式 1～5 及び別紙①※その他参考となる添付書類の紙媒体
- ・ 電子メール：様式 1～5 等の電子ファイル

※応募書類提出時点で景観行政団体に移行していない市町村は別紙①を提出すること。
景観行政団体である市町村は提出する必要はありません。

6. 応募後の手続とスケジュール

（応募内容の確認）6 月下旬～

募集期間終了後に、応募内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話による問い合わせを行うことがあります。

（選定）7 月下旬

全国から応募のあった提案について、有識者からなる会議にて審査を行い、事業対象として適切とされたもののうち、先導性・モデル性・持続性があり、民間投資を誘発するなど経済波及効果の高い上位 20 者程度を選定します。提案書の審査項目は以下の通りです。

審査項目	
実施方針	地域景観の将来像
	将来像実現のための景観規制方針
取組内容	先導性・モデル性
	持続性
	経済波及効果
	スケジュール
事業経費	経費の妥当性

なお、審査結果は提案書の応募者に対して書面により通知します。

(契約締結) 7月下旬～

国土交通省都市・地域整備局が、選定された提案の応募者と契約手続を行います。契約条件の詳細につきましては個別に協議させていただくことがあります。

(取組結果の報告と評価) 平成22年度3月～

選定された取組の成果を把握するため、平成22年3月以降に取組結果の報告会と評価を実施します。評価には取組の実施結果、効果、目標の達成状況を含みます。